

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3143911号
(U3143911)

(45) 発行日 平成20年8月7日(2008.8.7)

(24) 登録日 平成20年7月16日(2008.7.16)

(51) Int.Cl. F 1
A 6 3 H 27/08 (2006.01) A 6 3 H 27/08 D

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 4 頁)

(21) 出願番号 実願2008-3573 (U2008-3573)
(22) 出願日 平成20年5月30日(2008.5.30)(73) 実用新案権者 507216308
矢田部 義彦
宮崎県宮崎市橘通東4丁目3-8 草楽会館303号
(74) 代理人 240000039
弁護士 弁護士法人 衛藤法律特許事務所
(72) 考案者 矢田部 義彦
宮崎県宮崎市橘通東4丁目3-8 草楽会館303号

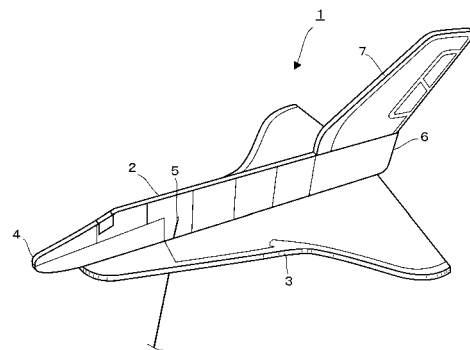
(54) 【考案の名称】 凧

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】簡単な作業で組立が可能であり、飛行特性の優れた宇宙船型の凧を提供する。

【解決手段】発泡スチロールなどの軽量発泡プラスチック製の板からなり、後部上面に垂直尾翼を一体に形成した胴体部と、該胴体部の下面に取り付けられた水平翼部と、からなり、該水平翼部は、前記胴体部の頭部から尾部に向かって拡幅する主翼部と尾翼部とを一体に形成した翼型平板であり、且つ前記胴体と垂直に取り付けられる。また、この凧の加工には型抜き以外にもカッターナイフ、糸鋸などが採用される。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

発泡プラスチック製板からなり、後部上面に垂直尾翼を一体に形成した胴体部と、該胴体部の下面に取り付けられた水平翼部と、からなり、該水平翼部は、前記胴体部の頭部から尾部に向かって拡幅する主翼部と尾翼部とを一体に形成した翼型平板であり、且つ前記胴体と垂直に取り付けられることを特徴とする凧。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、軽量の発泡プラスチック製板からなる宇宙船型の凧に関するものである。

10

【背景技術】

【0002】

従来より、発泡プラスチックを素材として各種の凧が知られている。例えば、鳥等の胴体部を三次元形状に立体的に成形してこの胴体に一對の翼を差込んだ鳥型の凧があった。

【0003】

しかしながら、素材が軽量の発泡プラスチックであっても、三次元形状に成形された胴体部を持った上記の凧の場合、空気抵抗が大きく、飛行の際の安定性に欠けるものであった。また、成形に多大の経費を必要とし、高価なものであった。

【0004】

そこで、軽量発泡プラスチック板から打抜き形成された扁平な胴体形成板と、軽量発泡プラスチック板から打抜き形成され胴体形成板の背側板厚縁にその板面が上下に向くように取付けられた上背板及び下背板と、両背板間にその基端部を着脱可能に差込まれた左右一對の翼板とを備えた凧が提案されている（特許文献 1 参照。 ）。

20

【0005】

また、凧本体に、頭部、主翼の翼端及び尾翼を取り付ける凧において、頭部、主翼の翼端及び尾翼を予め複数種類用意しておき、これらを選択して取り付けるように構成した凧もある（特許文献 2 参照。 ）。

【0006】

【特許文献 1】特開平 8 - 1 2 6 7 7 3 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 6 - 2 9 6 7 6 5 号公報

30

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0007】

しかし、上記の特許文献 1 に記載されている凧は、軽量発泡プラスチック板を使用して複数の部材を組み合わせて立体的な鳥型凧を形成するものであり、軽量化と立体感が得られるという特徴があるが、凧の飛行特性に関しては、何らの工夫も無いものであった。

【0008】

また、上記の特許文献 2 に記載されている技術は、凧の本体に対して頭部、主翼の翼端及び尾翼を予め複数種類用意して、各種の異なるデザインの凧を構成できるものであるが、多種の翼端及び尾翼などの部品を予め用意する必要があると同時に、形状に合わせた型が多数必要となるという問題点がある。

40

【0009】

本考案は、上記問題点に鑑みなされたものであり、発泡プラスチック製板を使用して簡単な作業で組立てが可能であるため安価で、しかも飛行特性の優れた宇宙船型の凧を提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0010】

このため本考案の凧は、発泡プラスチック製板からなり、後部上面に垂直尾翼を一体に形成した胴体部と、該胴体部の下面に取り付けられた水平翼部と、からなり、該水平翼部は、前記胴体部の頭部から尾部に向かって拡幅する主翼部と尾翼部とを一体に形成した翼

50

型平板であり、且つ前記胴体と垂直に取り付けられることを第 1 の特徴とする。

【 0 0 1 1 】

この風の材質は、軽量の発泡プラスチックから構成されており、各種の抜き型による抜き加工や糸鋸などによって形成され、接着剤などによって貼り合わせて容易に組み立てられる。

【考案の効果】

【 0 0 1 2 】

本考案の風は、以上のように構成されているので次のような優れた効果を有する。

(1) 発泡プラスチック製板を使用しているため、軽量であると同時に、型抜きやカッターナイフ、糸鋸などによって容易に加工ができるという効果がある。

(2) 水平翼部は、前記胴体部の頭部から尾部に向かって拡幅する主翼部と尾翼部とを一体に形成した翼型平板であり、且つ前記胴体と垂直に取り付けられているため、風の空気抵抗が大きく、ほぼ垂直に上昇することができるという優れた効果がある。

【考案を実施するための最良の形態】

【 0 0 1 3 】

以下、本考案の実施の形態を、図面に示す実施例に基づいて説明するが、本考案が本実施例に限定されないことは言うまでもない。図 1 は本考案に係る風の一実施例を示す斜視図、図 2 は本考案に係る風の各部品を示す平面図である。

【実施例】

【 0 0 1 4 】

図 1 に示すように、本考案の風 1 は、発泡スチロール等の発泡プラスチックからなる板材から、胴体部 2、水平翼部 3 とを切り出し、胴体部 2 の下面に水平翼部 3 に対して垂直に接着剤によって貼り付け、さらに胴体部 2 の重心位置から頭部 4 方向の任意の位置に風系取付用の孔部 5 を形成して風系を取り付ける。この際、胴体部 2 の尾部 6 には垂直尾翼部 7 が予め形成されている。

【 0 0 1 5 】

図 2 は本考案に係る風の各部品を示す平面図であり、図 2 (a) は胴体部を示す平面図、図 2 (b) は水平翼部を示す平面図である。図に示すように胴体部 2 は発泡プラスチック製の板材を、宇宙船の胴体に相当する形状に扁平に切抜かれている。尚、胴体部 2 の形成はカッターナイフなどによる切り抜きでもよく、また専用の型による打ち抜きでも良い。

【 0 0 1 6 】

水平翼部 3 は胴体部 2 の頭部 4 から尾部 6 に向かってなだらかに拡幅する翼型に形成されている。そして、上記の胴体部 2 の下面に対して垂直に重ねて、接着剤によって接着して取り付けられる。

【 0 0 1 7 】

上記の構成からなる本考案の風 1 を使用して風揚げを行なう場合には、胴体部 2 の重心位置から前方の任意位置に孔部を形成して風系を取り付けることで風揚げが可能となる。この際、従来の風のように糸目を複数使用せず、しかも水平翼部を胴体部と垂直に取り付けてあるため、空気抵抗が大きく、風が略垂直に上り、さらに釣用の竿などを使用することによってさまざまな曲芸飛行も楽しむことが可能である。

【 0 0 1 8 】

以上、本考案による風によれば、発泡プラスチック製板を使用しているため軽量であり、加工も容易であるため安価である。しかも、水平翼部が胴体と垂直に取り付けられているため、風の空気抵抗が大きく、ほぼ垂直に上昇する宇宙船型の風を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 9 】

【図 1】本考案に係る風の一実施例を示す斜視図である。

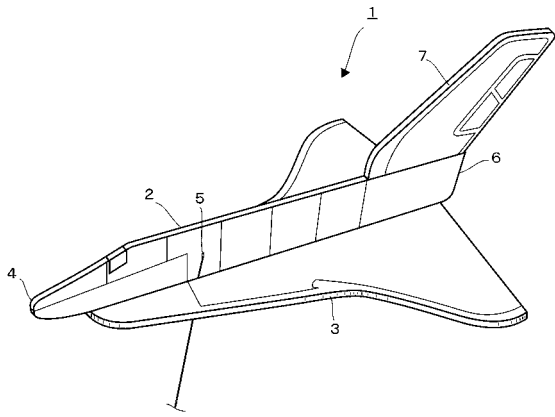
【図 2】本考案に係る風の各部品を示す平面図である。

【符号の説明】

【0020】

- 1 尻
- 2 胴体部
- 3 水平翼部
- 4 頭部
- 5 孔部
- 6 尾部
- 7 垂直尾翼部

【図1】



【図2】

